パスリックコメントを送ろう!「審議のまとめ」の主な問題点

名前の記入は任意です。全体に対して意見を送ることも、各章ごとに意見を送ることもできます。また、一度に何件でも送信できます。下表に「審議のまとめ」の主な問題点をまとめま したので、参考にして下さい。

第 1 章 我が国の学校教育と教師	【多忙の原因】p7			
を取り巻く環境の現状	審議のまとめは、学校の多忙の原因を「子供たちが抱える			
	課題が複雑化・困難化」していることと「保護者や地域か			
	らの学校や教師に対する期待が高まっていることなど」と			
	している。			
	→学校の多忙化の主な原因は、教職員を増やさず業務を増			
	やしてきたこと、残業代を支給せず「定額働かせ放題」と			
	している制度などにある。文科省はまずはこれまでの施策			
	を反省すべきだ。			
第 3 章 学校における働き方改革	【時間外勤務時間の目標設定】p23			
の更なる加速化	審議のまとめは「まずは時間外在校等時間が月 80 時間超			
	の教師をゼロにするということを最優先で目指すべきで			
	ある。その上で、上限指針では原則として時間外在校等時			
	間の上限が月 45 時間以内となっていることを踏まえ、			
	全ての教師が月 45 時間以内となることを目標とし」「将			
	来的には、教師の平均の時間外在校等時間を月 20 時間			
	程度に縮減することを目指し、その後も不断の努力で見			
	直」すとしている。			
	→超勤縮減がいつになるか不明確。しかも給特法は「原則			
	時間外勤務を命じない」としているのに、残業〇時間をな			
	ぜ目標にできないのか。			
第4章 学校の指導・運営体制	【授業の持ち時間上限設定】p35			
	審議のまとめは「教師が受け持つ児童生徒数が少ない場合			
	は持ち授業時数は多いものの在校等時間は短く」なってい			
	る事例等をあげ、「持ち授業時数のみで教師の勤務負担を			
	測ることは十分ではない」とし、上限設定に否定的。			
	→持ち時間を減らさないと時間内に授業準備できない!			
	【基礎定数の引上げ】p35			
	教員の基礎定数を引上げるためには、義務標準法で学級数			
	ごとに定められた「乗ずる数」の引上げが必要だが、審議			
	のまとめは「『乗ずる数』の引き上げは、・・・活用目的			
	を限定しない基礎定数の増加となるため、必ずしも増加し			
	た教員定数が持ち授業時数の減少のために用いられない			
	可能性がある」として否定的。			
	→教職員を増やさないと学校の多忙状況は解決しない!			

第5章 教師の処遇改善

【時間外勤務手当】p50

審議のまとめは、「教師の職務等の特殊性を踏まえると、 通常の時間外勤務命令に基づく勤務や労働管理、とりわけ 時間外勤務手当制度には馴染まない」としている。

→公立学校の教員以外の職には労働基準法が適用され、残 業代が支給されている。残業代を支給できないほどの特殊 性はない。

【教職調整額 10%】p52

審議のまとめは、「教師の職務等の特殊性を踏まえ本給相 当として支給される教職調整額の率については、現在の 4%を少なくとも10%以上とすることが必要」とした。 →現状の4%も10%も定額働かせ放題という点では同じ。 これでは多忙解消につながらない。

【新たな職に対応した級の創設】p53

審議のまとめは、「『新たな職』を創設することに伴い、 職務給の原則に従って、一定の校務分掌の中核となる教師 に適切な処遇を確保するため、教諭(2級)と主幹教諭(特 2級)の間に給料表上、新たな級を創設する必要がある」 とし、その役割として「具体的には、学校のマネジメント 機能の強化や若手教師へのサポートに取り組む教師のほ か、心理や福祉等の専門性を有する教師が教育相談や特別 支援教育コーディネーター等を担当する場合など」をあげ ている。

→役割によって給与に差を設けることは教職員集団の分断 につながる。

【学級担任の処遇改善】p53

審議のまとめは、「学級担任をしている教師は学級担任外 の教師よりも在校等時間が長くなっている。こうした職務 の重要性や負荷を踏まえ、現在、一律支給されている義務 教育等教員特別手当について、職務の負担に応じた支給方 法に見直すこととし、学級担任について手当額を加算する 必要がある」としている。

→担任以外の教員も担任のサポート等をし、学校は教職員 が助け合って運営されている。学級担任に手当を厚くする ことは職場の分断につながる。また、担任以外の教員の手 当を引き下げることは問題。